

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する調査審議」にかかる意見について

平成27年8月27日
一般社団法人生命保険協会

(1) 日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが重要

- ー日本郵政グループの強みは、約2万4千局の郵便局ネットワーク・消費者との密接な接点等であり、かんぽ生命の商品は、簡易な手続きで一定範囲の保障を確保できる特徴を有している。
- ー日本郵政グループの企業価値向上に向けては、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた商品やインフラ等を活用することが合理的であり、国民経済的な観点からも望ましい。
- ー既に様々な取組み・検討が進められている民間生命保険会社との提携関係を継続させていくことが重要。

(2) かんぽ生命の業務範囲の拡大にあたっては、株式完全売却を通じた公正な競争条件の確保、業務内容に応じた適切な態勢整備が必要

- ー実質的な政府出資が存在することで「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、公正な競争条件が確保されない懸念。従って株式の完全売却を通じた公正な競争条件の確保が必要。
- ー業務範囲の拡大(保険金額の加入限度額の引き上げ、新たな業務の開始等)にあたっては、上記、公正な競争条件の確保に加え、拡大する業務の内容や規模に応じた適切な態勢整備が必要。

○日本郵政グループの強みは、国民の共有財産でもある「郵便局ネットワーク」および「地域住民の方々との密接な接点」にあり、消費者にとっても、郵便・貯金・保険等の取引をワンストップで活用できる利便性がある。

○かんぽ生命が取り扱ってきた保険商品は、簡易な手続きで一定範囲を保障するものであり、求められる様々な態勢整備もその範囲に限定されている。

日本郵政グループの強み・特徴

- ・ 全国 約2万4千局の郵便局ネットワーク
- ・ 地域住民の方々との密接な接点
- ・ 郵便・貯金・保険等のワンストップ対応

(保険商品の特征)

- ・ 簡易な商品性

提携



- ・ 民間生命保険会社の多様な商品・サービス

日本郵政グループの強み・特徴を活かしつつ、
民間生命保険会社との提携による企業価値の向上を実現

2. 日本郵政グループの企業価値向上に向けて ー地方創生・活性化ー

3

- 日本郵政グループの約2万4千局の郵便局ネットワークと、民間生命保険会社の22万名超の営業職員、9万店超の代理店、インターネット等によって、お客様のライフスタイルやニーズに応じた商品・サービスを全国津々浦々に提供し、地方の創生・活性化にも貢献。

【お客様】

- ・世帯構成、居住地、勤務先、行動時間等ライフスタイルは多様化
- ・店舗型、訪問型、インターネット等 求めるコンサルサービスも多様化

【日本郵政グループ】

郵便局
(約2万4千局)

【民間生命保険会社】

営業職員
(22万名超)

代理店
(9万店超)

**インター
ネット等**

**全国のお客様に より良い商品・サービスを提供し、
地方の創生・活性化にも貢献**

2. 日本郵政グループの企業価値向上に向けて ―民間生保との提携―

4

○既に、日本郵政グループと民間生保との提携関係は広がりとお行きを見せており、「今後の郵政民営化の推進の在り方」については、今まさに進められている取組みを着実に一歩一歩前進させていくことが重要。

参考① 日本郵政グループと民間生保との提携状況

	保険種類	引受保険会社
かんぽ生命	がん保険	アフラック
	法人向け保険 (定期保険等)	エヌエヌ生命、三井住友海上あいおい生命、メットライフ生命、住友生命、日本生命、東京海上日動あんしん生命、明治安田生命、(第一生命【認可申請中】)
	総合福祉団体定期保険	(メットライフ生命【認可申請中】)
日本郵便	がん保険	アフラック
	引受条件緩和型医療保険	住友生命
	変額年金保険	三井住友海上プライマリー生命、メットライフ生命
	法人向け保険 (定期保険等)	エヌエヌ生命、三井住友海上あいおい生命、メットライフ生命、住友生命、日本生命、東京海上日動あんしん生命、明治安田生命
ゆうちょ銀行	変額年金保険	三井住友海上プライマリー生命、メットライフ生命、第一フロンティア生命

提携関係により、地域住民の利便性やマーケットニーズ等に応じた更なる取組みの可能性

○金融業においては信用力が競争上重要な役割を果たすところ、かんぽ生命は、長年、国営企業として培った信頼に加え、現在も実質的な政府出資が存在し、完全民営化に向けた道筋も示されていない状況であるため、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、「公正な競争条件」が確保されない懸念がある。

○かんぽ生命への実質的な政府出資の解消に向けた取組み(株式完全売却)を早期かつ着実に実行し、民間生命保険会社との公正な競争条件の実現を図ることが必要

参考 ② かんぽ生命に対する消費者の認識

※生命保険文化センター「平成24年度生命保険に関する全国実態調査」より

■ 今後、保険に加入する場合、「かんぽ生命を選ぶ」と回答された方にお聞きした選考理由(複数回答)

商品やサービスが良いから	5.7%	健全な経営をしているから	10.1%	広告をよく見かけるから	0.4%
価格が手頃だから	20.1%	政府が間接的に株式保有していて安心できるから	31.2%	以前加入したことがあるから	14.3%
信頼できるから	41.3%	規模が大きいから	15.1%	運用成績が良いから	1.1%
営業職員・窓口の対応が良いから	10.9%	民営化前は国営事業として運営してきた伝統があるから	32.3%	その他	1.9%
営業職員・窓口に関係、知人がいるから	7.1%	店舗が近くにあり、便利だから	29.1%	不明	1.3%

3. 生命保険市場の健全な発展に向けて ―公正な競争条件の確保―

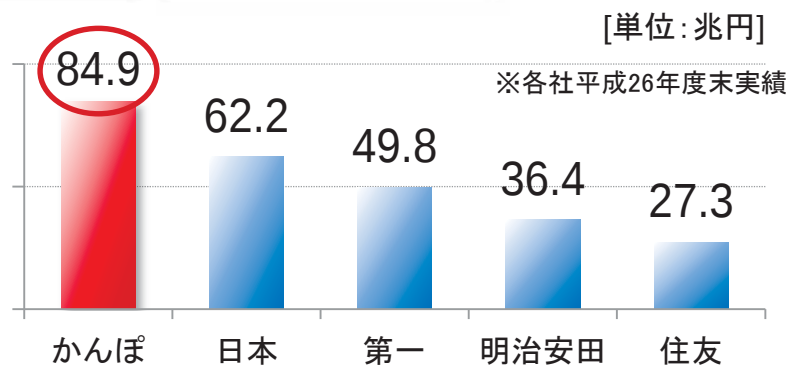
6

○かんぽ生命の資産規模は極めて大きく、「公正な競争条件」が確保されないまま、限度額の引き上げや業務範囲を拡大することはマーケットに多大な影響を与える懸念。

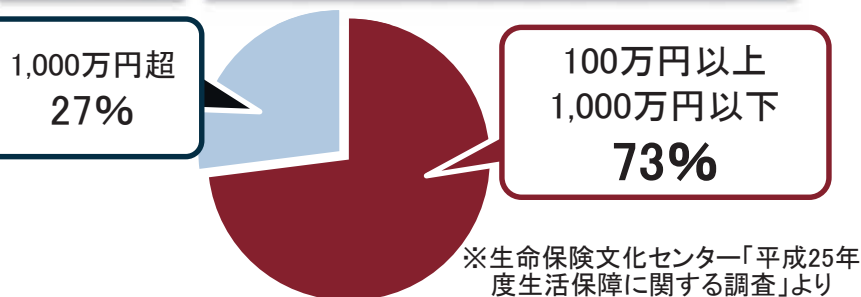
○貯蓄性商品が中心であるかんぽ生命の限度額引き上げは、保障性商品の領域の拡充に繋がりにくく、更なる競合激化・民業圧迫の懸念。

※死亡保障マーケットは、過去に限度額が引き上げられた時と比して、新契約高・1件当り保障額ともに減少

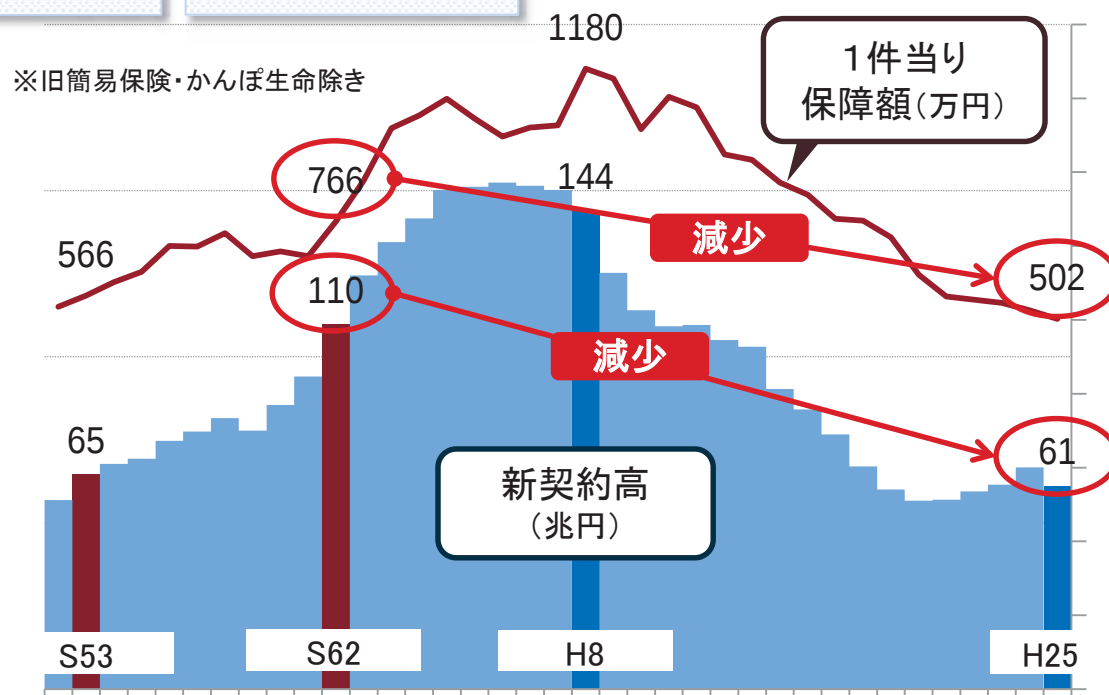
参考③ 総資産の規模



参考④ 1件あたり保険金額の状況



参考⑤ 死亡保障推移



過去の限度額
額引上げ

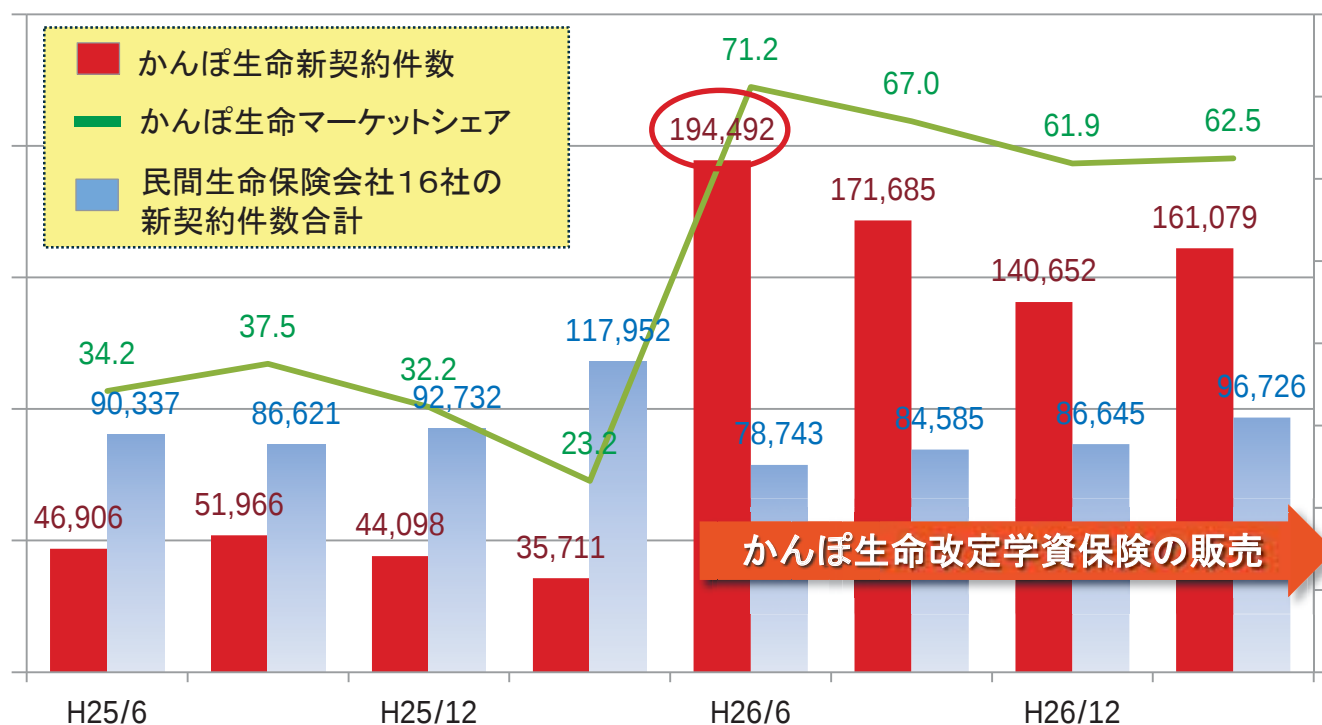
昭和52年9月 : 800万円 ⇒ 1,000万円
昭和61年9月 : 1,000万円 ⇒ 1,300万円 (加入後4年経過後)

(ご参考)かんぽ生命新商品(学資保険)の販売状況

7

- かんぽ生命は、平成26年4月より新たな商品(学資保険)を販売し、圧倒的な販売シェアを獲得。
(平成24年9月の認可申請時に生保協会は「公正な競争条件」等の観点から商品改定に反対)
- 学資保険マーケットは、厳しい競争関係にあるなか、当該販売状況は、かんぽ生命の高い競争力を示すものであり、民間生命保険会社にとって大きな脅威。

参考⑥ 学資保険のマーケットの状況



■ 各社の学資保険改定状況

改定時期	保険会社
H25/4	日本生命
H26/1	ソニー生命
H26/4	かんぽ生命
H26/4	フコク生命
H26/12	第一生命
H27/7	三井生命
H27/8	明治安田生命

3. 生命保険市場の健全な発展に向けて ―適切な態勢整備―

8

○生命保険においては、契約者相互の公平性を確保する必要があり、逆選択や生命保険制度の悪用（保険犯罪等）のリスク等も存在するため、契約引受や支払等の場面において、保険会社が適切に確認・判断を行う必要がある。

○特に、高額契約になるほど、その危険性は高まるため、リスク管理および顧客保護の観点等から、専門の医師等による選択や社外機関による確認等、より慎重な対応が求められる。

○かんぽ生命が限度額の引き上げも含めた業務範囲の拡大を行うにあたっては、その内容や規模に応じた「適切な態勢整備」が必要

参考⑦ 保険契約の引受・支払等の態勢

■ かんぽ生命の事例（平成25年度実績）

告知扱い契約

年間 **223**万件

診査扱い契約

年間 **0**万件

■ 民間A社の事例（平成25年度実績）

告知扱い契約

年間 **114**万件

診査扱い契約

年間 **31**万件

年間31万件の診査扱い
契約に対する態勢整備

医師	73名
嘱託医	3,004名
面接士	3,054名
健康証明書 契約団体	2,629団体

■ 郵政民営化法

第2条	郵政民営化は、…、 <u>もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。</u>
第7条 第2項	日本郵政株式会社が保有する… <u>郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、…、できる限り早期に、処分するものとする。</u>
第138 条第4項	内閣総理大臣及び総務大臣は、…次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との <u>適正な競争関係及び 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。</u>

■ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

(衆議院郵政改革に関する特別委員会)

- ・他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面引き上げないこと。

(参議院総務委員会)

- ・他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。引き上げの検討に当たっては、他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること。